

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、市街地地域においては、浸水深 0.5m～1.0m未満と予想されているほか、商業店舗の多くが存する野洲駅付近から野洲市役所付近の一部分においては浸水深 1.0m～2.0m未満と予想されている。

また、市内の一部においては、浸水深 2.0m～5.0m未満と予想される範囲が点在し、幹線道路（国道 8 号線、主要地方道大津能登川長浜線）が影響されると想定できる。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、本市南部は、三上山、菩提寺山等の山麓で土砂災害の危険性のある個所があり、近年においても斜面崩壊等が発生している。

(地震：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、活断層型（琵琶湖西岸断層帯など）や海溝型（南海トラフ）地震において、震度 6 弱以上の地震が想定され、また南部山間以外で液状化現象の可能性を指摘されている。

(その他)

本市北部は、琵琶湖に面し、河川の下流の低地であること、河川の多くが天井川であったという土地条件から、野洲川、日野川等の河川氾濫と琵琶湖の水位上昇による氾濫の潜在的危険性は高い。野洲川放水路事業や河川改修、雨水幹線整備などにより危険性は減少しているものの、土砂災害や地震災害による液状化現象などの可能性があることから備えが肝要である。

(2) 商工業者の現状

- ・商工業者等数 1,374人
- ・小規模事業者数 1,073人

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	小売業	322	236	市内に広く分散している
	飲食業	136	111	野洲駅近くの中心市街地に多い 西河原付近や8号線沿いも多い
	サービス業	469	366	野洲駅近くの中心市街地に多い 西河原付近や8号線沿いも多い
	製造業	184	117	野洲、市三宅、三上、南櫻、八夫 大篠原、野田に多い
	建設業	263	243	市内に広く分散している

### (3) これまでの取組

#### 1) 当市の取組

- ・「野洲市ハザードマップ（洪水・地震）」の作成（平成27年3月）
- ・「野洲市地域防災計画」の策定（平成29年度修正）
- ・「野洲市業務継続計画」の策定（平成30年度）
- ・その他、毎年度自主防災組織等リーダー研修会等の実践型訓練の実施、防災備品の更新、充実を図っている。

#### 2) 商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・県主催の事業者BCP策定セミナーの開催案内
- ・休業対応・災害対応の共済保険の案内

## II 課題

現状では、小規模事業者に対しての自然災害リスクの周知や緊急時の取組について、漠然とした記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。また、小規模事業者事業者に対してはこれまでも事業者BCPに関する施策周知、セミナーの案内等を行ってきたが、自然災害等リスクに対する意識が依然として低く、継続的かつ有効な啓発活動が課題である。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、当該5年計画の前半年度においては、事業者に対して、自然災害等のリスクを認識いただくとともに事前対応の必要性についての意識付けを行うことに重点を置き、後半年度には事業者BCPの策定を目指す。
- ・巡回や窓口指導時に全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行う。また、未加入の共済・保険制度については、保険相談等の実施出来る体制を構築する。
- ・経営指導員等職員が災害リスクの周知・事業者BCPの策定支援や共済・保険制度等の情報提供や助言が出来るよう、情報収集や知識の習得を図る。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築、マニュアル整備を図る。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

#### ※ BCPとは…【事業継続計画（Business Continuity Plan）】

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと

## 事業継続力強化支援事業の内容および実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和2年4月1日～令和7年3月31日)

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

- ・当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。
- ・平成31年に締結した「防災応急対策に関する協定書」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要等の案内を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

#### 2) 商工会職員の資質向上の取組

- ・小規模事業者に対して、的確な自然災害リスクの周知・事業者BCPの策定支援や共済・保険制度等についての助言が実施出来るように、専門家や関係保険会社等の協力のもと、セミナー等により情報収集・知識習得に取り組む。

#### 3) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、平成28年 野洲市商工会危機管理マニュアルを作成（別添）。

#### 4) 関係団体等との連携

- ・該当なし

#### 5) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・当会事務局と当市担当課にて連絡調整会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### 6) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## ＜2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。

(商工会災害システム等を利用し安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況を把握し、当会と当市で共有する。)

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・商工会災害システム等により、大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

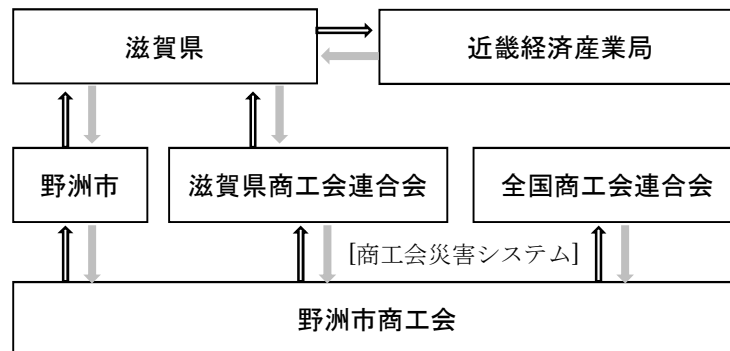
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

## ＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、滋賀県の指定する方法にて当会または当市より県へ報告する。上記滋賀県の指定する方法については、商工会災害システム等を活用する。

連絡ルート



**< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >**

- ・相談窓口の開設方法について、野洲市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

**< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >**

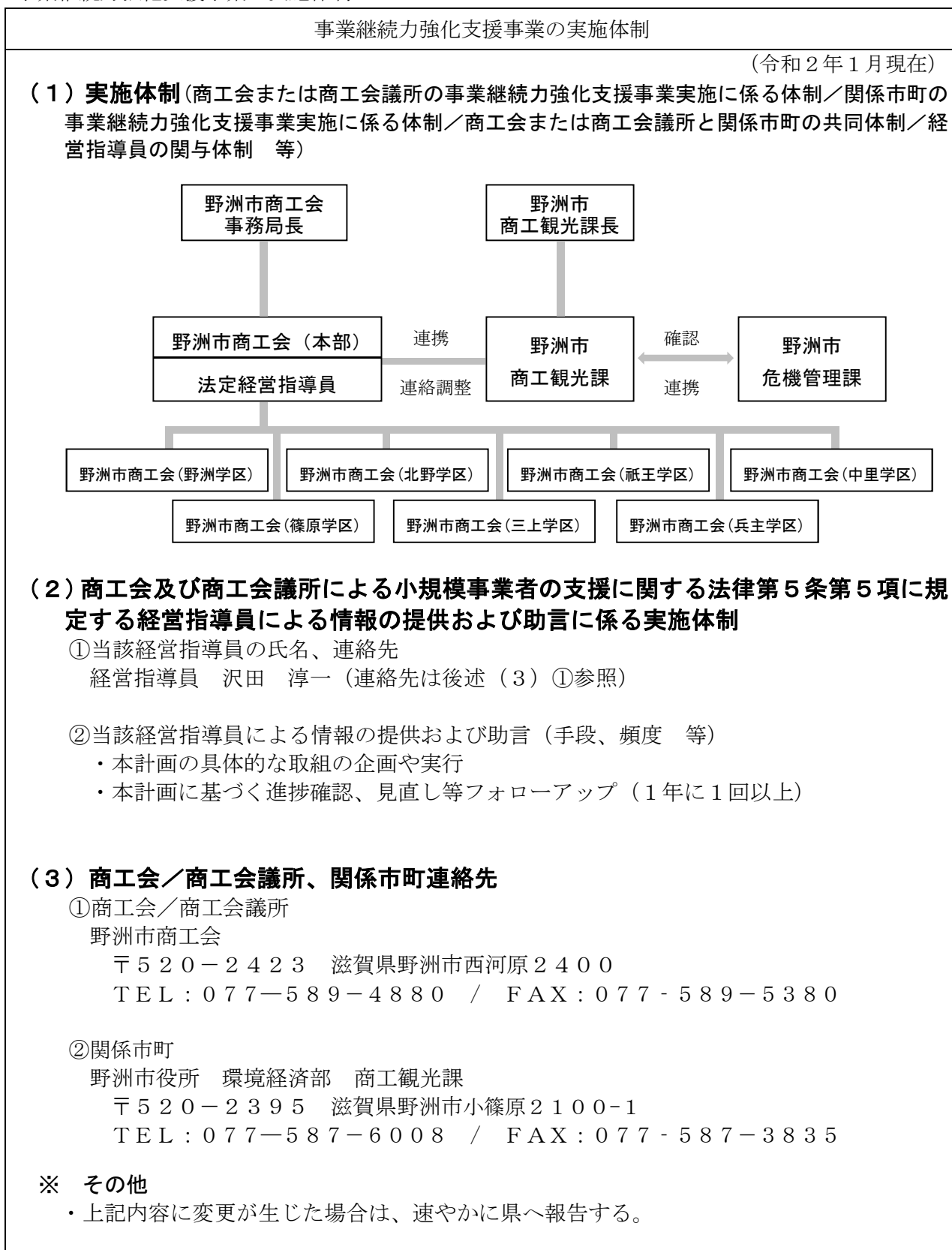
- ・滋賀県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を滋賀県等に相談する。

**※ その他**

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	170	170	170	170	170
パンフ・チラシ作成費	70	70	70	70	70
セミナー開催費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、野洲市補助金、滋賀県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会または商工会議所および関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

- ・該当なし